

あんしんプラス会員規約

第1章 総則

第1条（規約）

- この規約は、株式会社Road（以下「当社」といいます。）が提供する「あんしんプラス」（以下「本サービス」といいます。）を、会員が利用するにあたって適用されます。
- 本サービスは、第2章に定めるカギ、水まわりおよびガラスの駆け付けサービスを本体サービスとし、第3章ならびに別紙1および別紙2に定める保険を加入者特典として付帯するものです。
- 加入者特典は、本体サービスに付随して提供されるものであり、保険金の支払可否および支払額は、引受保険会社が保険契約の普通保険約款、特約、重要事項説明書その他の関係書類に基づいて判断します。

第2条（会員および契約成立）

- 会員とは、本規約に同意のうえ、当社または当社が指定する本サービスの取扱事業者（以下「取扱事業者」といいます。）所定の方法により本サービスの申込みを行い、当社がその申込みを承諾した者をいいます。
- 本サービスに関する契約（以下「会員契約」といいます。）は、当社が申込みを承諾した時点で成立し、本サービスの提供は、当社が定める利用開始日から開始します。
- 当社は、申込内容に虚偽、誤記または記入漏れがある場合、その他当社が本サービスの提供を適当でないと判断する合理的な理由がある場合、申込みを承諾しないことがあります。

第3条（登録住所および利用者）

- 会員は、本サービスの申込みにあたり、本サービスの対象となる自己の居住住所を登録するものとします（以下、登録された住所を「登録住所」といいます。）。
- 駆け付けサービスを利用できる者は、会員および登録住所に居住する会員の同居人（以下、総称して「利用者」といいます。）とします。
- 駆け付けサービスは登録住所において発生したトラブルに限り利用することができます。
- 会員は、同居人に本規約の内容を理解させ、本規約に従って本サービスを利用させるものとし、同居人による本サービスの利用について責任を負うものとします。
- 本サービスの利用に際しては、運転免許証その他の顔写真付き公的身分証明書等による本人確認を求める場合があります。

第4条（権利の譲渡禁止）

会員は、本サービスに関する権利の全部または一部を第三者に譲渡し、売買し、貸与し、質権その他の担保権を設定し、またはその他の処分をすることはできません。

第5条（月額利用料金および支払方法）

1. 本サービスの月額利用料金は、月額980円（税込）とします。
2. 会員は、当社または取扱事業者が指定する期日および方法により、月額利用料金を支払うものとします。
3. 会員が月額利用料金の支払を怠った場合、未払期間中は本サービスの全部または一部の提供を停止することがあります。未払期間が2か月を経過した場合、当社は会員契約を終了させ、会員資格を喪失させることができます。
4. 支払済みの月額利用料金は、法令上返金が必要となる場合を除き、会員による解約、会員資格の喪失その他会員の都合による場合には返金しません。
5. 物価、公租公課その他の経済情勢の変動等により月額利用料金が不相当となった場合、当社は第14条に定める方法により月額利用料金を変更することがあります。

第6条（有効期間および更新）

1. 本サービスの有効期間は、当社が定める利用開始日から1か月間とします。
2. 会員または当社から有効期間満了日までに会員契約を終了する旨の申出がない場合、会員契約は同一条件でさらに1か月間更新され、以後も同様とします。ただし、当社または取扱事業者が別途更新条件を定めた場合は、その条件によります。
3. 当社は、合理的な理由がある場合、会員契約を更新しないことができます。この場合、当社は、原則として契約満了日の1か月前までに、書面、電子メール、ウェブサイトへの掲載その他相当な方法により会員に通知します。

第7条（会員による解約）

1. 会員は、当社または取扱事業者所定の方法により、会員契約の解約を申し出ることができます。
2. 会員契約は、解約の申出を受け付けた日の属する有効期間の満了をもって終了します。会員契約の終了後は、本サービスおよび加入者特典を利用することはできません。
3. 解約窓口は、次のとおりとします。

窓口：03-6822-4161

連絡先：03-6822-4161

第8条（登録情報の変更）

1. 会員は、氏名、登録住所、電話番号、電子メールアドレスその他当社に届け出た事項に変更が生じた場合、当社または取扱事業者所定の方法により、速やかに変更を届け出るものとします。

2. 登録住所の変更手続きが完了するまで、変更後の住所において駆け付けサービスを利用できず、または加入者特典の対象とならない場合があります。
3. 前2項の届出が行われなかったことにより会員または利用者に不利益が生じた場合、当社は、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、その責任を負いません。

第9条（会員資格の喪失および利用停止）

会員が次のいずれかに該当した場合、当社は、事前の通知なく本サービスの全部または一部の提供を停止し、または会員資格を喪失させることができます。

- (1) 本サービスの申込みまたは利用に際して虚偽その他の不正な行為があった場合
- (2) 本サービスを本規約に定める範囲を超えて利用し、または利用しようとした場合
- (3) 当社、取扱事業者または業務委託先に対して、長時間または過度に頻繁な連絡を行うなど、その業務を妨害し、または業務に支障を与えた場合
- (4) 会員または利用者の言動、態度その他の事情により、当社が適正に本サービスを提供することが困難であると合理的に判断した場合
- (5) 当社、取扱事業者、業務委託先の従業員または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害した場合
- (6) 暴言、暴力、脅迫、ハラスメントその他サービススタッフの人格または尊厳を害する行為があった場合
- (7) 月額利用料金の未払が2か月を経過した場合
- (8) 本サービスの運営に著しい迷惑または損害を与えた場合
- (9) その他、会員として不適当と判断する正当な理由がある場合

第10条（禁止事項）

会員および利用者は、本サービスの利用にあたり、次の行為を行ってはなりません。

- (1) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (2) 虚偽の事故またはトラブルを申告する行為
- (3) 本サービスを営利目的、転売目的または事業目的で利用する行為
- (4) サービススタッフに法令または社会通念に反する作業を要求する行為
- (5) 当社、取扱事業者、業務委託先または第三者の権利利益を侵害する行為
- (6) 本規約または法令に違反する行為
- (7) その他、当社が本サービスの適正な運営を妨げると合理的に判断する行為

第11条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、本サービスの運営において取得した会員および利用者（以下「会員等」といいます。）の個人情報を、個人情報の保護に関する法律その他の法令を遵守し、適切に管理します。

2. 当社は、会員等の個人情報を、次の目的で利用します。

- (1) 本サービスの申込み受付、本人確認、会員管理、料金請求および問い合わせ対応のため
- (2) 駆け付けサービスの手配、提供、履歴管理および品質改善のため
- (3) 加入者特典に係る被保険者の登録、保険契約の管理、保険金請求の受付、事故調査、保険金支払および不正請求防止のため
- (4) 本サービスの内容変更、停止、終了その他重要事項を通知するため
- (5) アンケート、サービス改善、統計資料の作成および当社または提携先のサービス案内のため
- (6) 会員等からの意見、要望または苦情に対応するため

3. 当社は、前項の目的を達成するために必要な範囲で、レスキュー損害保険株式会社、取扱事業者、保険事故の調査会社その他の業務委託先または提携先に、会員等の個人情報を提供し、またはその取扱いを委託することがあります。

4. 前各項のほか、個人情報の取扱いについては、当社が別途公表するプライバシーポリシーその他の定めによります。

第12条（免責およびサービス提供の制限）

1. 当社は、本サービスの利用または利用不能により会員等または第三者に生じた損害について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。

2. 当社は、次のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部の提供を断り、遅延し、中断し、または中止することがあります。

- (1) 地震、台風、洪水、火災、停電、通信障害、感染症、戦争、暴動その他の不可抗力によりサービス提供が困難な場合
- (2) 登録住所が離島、山間部その他サービス提供が困難な地域にある場合
- (3) 道路事情、交通規制、天候、出動要請の集中その他の事情によりサービススタッフの到着が困難または遅延する場合
- (4) 会員等からカスタマーハラスメントに該当する言動があった場合
- (5) 設備、部品または作業環境の状況により、安全な作業ができない場合
- (6) その他、当社がサービスの提供を困難または不適當と合理的に判断した場合

第13条（反社会的勢力の排除）

1. 会員等は、自己が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当せず、かつ、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、将来にわたってもこれを確認するものとします。

2. 会員等は、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求、法的責任を超えた要求、脅迫的な言動、暴力行為、風説の流布、偽計または威力による信用毀損もしくは業務妨害その他これらに準ずる行為を行わないもの

とします。

3. 当社は、会員等が前2項に違反し、または違反している疑いがあると合理的に認めた場合、何らの催告を要せず、本サービスの利用停止または会員契約の解除を行うことができます。

第14条（規約の変更）

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合、本規約を変更することができます。
 - （1）本規約の変更が会員の一般の利益に適合するとき
 - （2）本規約の変更が会員契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の事情に照らして合理的なものであるとき
2. 当社は、本規約を変更する場合、変更内容および効力発生日を、当社または取扱事業者のウェブサイトへの掲載、電子メール、書面その他相当な方法により会員に通知または公表します。

第2章 駆け付けサービス

第15条（サービス内容）

1. 当社は、登録住所において次のトラブルが発生した場合、利用者に対して、トラブルの応急処置または解決を目的とする駆け付けサービスを提供します。
 - （1）カギのトラブル
 - （2）水まわりのトラブル
 - （3）ガラスのトラブル
2. 駆け付けサービスは、基本出張料金および30分以内の作業料金を無料とします。ただし、特殊な構造または部品を使用する場合、30分を超える作業、特殊作業、部品交換その他別途費用が生じる場合は、利用者の負担となります。
3. ガラスのトラブルについては、18時以降、破損箇所の養生その他の応急処置のみとなり、ガラス交換等の作業を後日実施する場合があります。
4. 駆け付けサービスは、トラブルの完全な解決、設備の原状回復または恒久的な修理を保証するものではありません。

第16条（利用方法）

1. 利用者は、当社または取扱事業者が別途案内する専用窓口に、利用者本人から連絡して駆け付けサービスを申し込むものとします。
2. 専用窓口は、申込みを受けた際、氏名、登録住所、電話番号、生年月日その他の情報により、本サービスの加入状況および利用者本人であることを確認します。

3. 利用者は、サービススタッフの訪問時に立ち会い、本人確認書類を提示するものとします。特にカギの開錠作業については、登録住所および本人であることを確認できない場合、作業を行いません。
4. 有料作業が必要となる場合、サービススタッフは、原則として作業前に概算費用を説明し、利用者の承諾を得たうえで作業を行います。

専用窓口： 03-6822-4161

受付時間：年末年始を除く24時間対応

第17条（サービスを提供しない主な場合）

次のいずれかに該当する場合、当社は、駆け付けサービスの提供を断ることがあります。

- （1）会員または利用者以外からの依頼である場合
- （2）地震、台風、洪水、暴動その他の災害または不可抗力に起因する依頼である場合
- （3）カギの開錠に際し、利用者の立会いがない場合
- （4）本人確認書類が提示されない場合、または本人確認書類の氏名もしくは住所が登録情報と一致しない場合
- （5）登録住所の居住部分以外、共用部分、事業用部分その他本サービスの対象外となる場所に関する依頼である場合
- （6）賃貸人、管理会社、所有者その他の権利者の承諾が必要な作業について、必要な承諾が得られていない場合
- （7）設備の老朽化、構造、部品の供給状況その他の事情により、現場での作業が困難な場合
- （8）法令に違反する作業、安全を確保できない作業または本来の目的を逸脱した作業を求められた場合
- （9）同一または類似のトラブルについて著しく頻繁に利用するなど、利用方法が不適切であると当社が合理的に判断した場合

第18条（利用料金）

カギ、水まわりおよびガラスの駆け付けサービスの利用料金は、次のとおりとします。

料金区分	時間帯	対象	会員負担
基本出張料金	8：00～7：59	カギ・水まわり	無料
基本出張料金	8：00～7：59	ガラス	無料
基本出張料金	上記以外	カギ・水まわり	無料
基本出張料金	上記以外	ガラス	無料
作業料金	－	30分以内	無料
作業料金	－	30分超	実費
特殊作業料金	－	特殊作業	実費
部品代金	－	交換部品・材料等	実費

（注1）作業時間が30分を超える場合、30分を超えた時点から別途費用が発生します。

（注2）有料作業、特殊作業および部品交換等は、利用者が費用負担に同意した場合に限り実施します。

（注3）料金は、物価その他の事情により変更される場合があります。

第19条（駆け付けサービスに関する免責）

1. 当社は、駆け付けサービスに関して会員等または第三者に生じた損害について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。
2. 応急処置後に恒久的な修理、設備交換、専門業者による追加作業その他の対応が必要となる場合、その手配および費用は利用者の負担とします。
3. サービススタッフの到着時刻は目安であり、交通事情、天候、出勤状況その他の事情により遅延する場合があります。

制定日：2026年8月22日

文書番号：【文書番号】

別紙1

修理費用保険（通信端末修理費用補償特約付き）特典

1. 概要

あんしんプラスに付随して、偶然な事由（注1）によって、被保険者が所有かつ使用（個人使用に限ります。）する通信端末が使用不能（通信端末を使用できない状態をいいます。）となったことに伴い、被保険者が費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度として保険金をお支払いする特典です。

引受保険会社をレスキュー損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）、保険契約者を株式会社Road Goal Holdingsとします。被保険者は会員本人とします。

（注1）故障（水濡れによる故障を含みます。）および外装破損が補償対象となります。盗難および紛失は補償対象外です。

本別紙とともに、「重要事項説明書（被保険者向け）－契約情報－」を必ずご確認ください。

重要事項説明書（被保険者向け）－契約情報－：【URL】

2. 通信端末（保険の対象）

通信端末とは、スマートフォン、携帯電話、タブレット端末、ノートパソコン（タブレットPCを含みます。）、モバイルゲーム機、ワイヤレスイヤホン、スマートウォッチ等の端末をいいます。（注1）（注2）（注3）（注4）

（注1）日本国内で発売されたメーカーの正規品である端末で、日本国内で修理可能なもの、かつ日本国内で購入可能な端末に限ります。

（注2）端末に挿入するSIMカード、メモリーカード、電池パック等および充電器、ACアダプター、付属ケーブル等の付属品は除きます。

（注3）補償開始日時時点で、画面割れ、ケース割れ、水濡れ等がなく、正常に動作している端末に限ります。

（注4）1回目の事故が発生した時に補償対象端末を登録し、以降は登録端末のみが補償対象端末となります。ただし、修理が不可能で端末を別途購入した場合は、購入した端末が補償対象端末となります。

3. 補償期間

会員の本サービスの利用開始日の午前0時に始まり、会員契約が終了した日の午後12時に終わります。

4. お支払いする保険金の額

引受保険会社は、会員の通信端末に損害が生じた場合、次のとおり保険金をお支払いします。

ただし、保険金のお支払い回数は年間1回までとし、支払回数は事故日を基準として記録します。また、「5. 保険金が支払われない場合」に該当する場合は、保険金をお支払いしません。

通信端末（保険の対象）

保険金額

免責金額

ご利用上限回数

スマートフォン

修理可能（注1）：最大15万円修理不能（注2）：最大3万7,500円
0円

年間1回まで

携帯電話

修理可能（注1）：最大15万円修理不能（注2）：最大3万7,500円
0円

年間1回まで

タブレット端末

修理可能（注1）：最大15万円修理不能（注2）：最大3万7,500円
0円

年間1回まで

ノートパソコン

修理可能（注1）：最大15万円修理不能（注2）：最大3万7,500円
0円

年間1回まで

モバイルゲーム機

修理可能（注1）：最大15万円修理不能（注2）：最大3万7,500円
0円

年間1回まで

ワイヤレスイヤホン

修理可能（注1）：最大15万円修理不能（注2）：最大3万7,500円
0円

年間1回まで

スマートウォッチ

修理可能（注1）：最大15万円修理不能（注2）：最大3万7,500円
0円

年間1回まで

次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。ただし、保険金額を限度とします。

修理可能：損害の額（注3）－免責金額（0円）＝損害保険金の額

修理不能：損害の額（注4）－免責金額（0円）＝損害保険金の額

（注1）修理可能とは、通信端末をメーカー等で修理した状態をいいます。修理により同等品と交換した場合や、通信端末のメーカー等が実施する保証サービスを利用した場合も含まれます。

（注2）修理不能とは、通信端末の内部基盤が修復不能な状態のため、通信端末のメーカー等での修理が不可能で、被保険者が別途通信端末を購入した状態をいいます。

（注3）被保険者が負担した修理費用とします。

（注4）被保険者が負担した同等の通信端末の購入費用とします。

5. 保険金が支払われない場合

（1）お支払い要件を満たす場合であっても、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ①通信端末が、日本国内で販売されたメーカーの正規品以外の場合。
- ②購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合（初期不良を含みます。）。
- ③当該機種販売開始から3年を超えた通信端末に生じた自然故障。
- ④通信端末のメーカーまたは販売店が、自らの決定または行政庁の命令に基づいて、瑕疵の存在する（瑕疵の存在が推定される場合を含みます。）製品を対象として回収または修理を行った場合における、回収の原因または修理の対象となる事由。
- ⑤すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等、通信端末の本体機能に直接関係のない外形上の損傷。
- ⑥通信端末を、不適切な修理、加工、改造または過度な装飾をした場合。
- ⑦詐欺または横領によって生じた損害。
- ⑧自然の消耗、経年劣化、縮み、変色または変質による損害。
- ⑨日本国外で発生した事故による損害。
- ⑩通信端末が故障または外装破損した場合において、被保険者が、通信端末のメーカー等が発行する書類を引受保険会社に提出しない場合。
- ⑪通信端末が修理可能であるにもかかわらず、被保険者が通信端末を修理しなかった場合。
- ⑫通信端末が修理不能であるにもかかわらず、被保険者が別途同種の通信端末を購入しなかった場合。
- ⑬修理の際、メーカーの修理不能リストに掲載されている通信端末、または修復可能な状態であるにもかかわらず、部品がないことを理由に修理しなかった場合。
- ⑭補償開始日の前日以前に生じた故障または外装破損。
- ⑮補償終了日の翌日以降に生じた故障または外装破損。
- ⑯通信端末を知人、オークション、フリマサービス等を利用した第三者から購入し、または譲り受けた場合。

（2）次のいずれかに該当する費用を被保険者が負担することによって被った損害に対しては、増加した費用部分の保険金を支払いません。

- ①通信端末のメーカー等による通信端末の修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣により、通信端末の状態が悪化し、修理費用が増加したことによる損害。
- ②通信端末にかかった修理費用以外の費用による損害（見積り取得に関する費用、送料、出張料、Appleエクスプレス交換サービス利用料など。）。

別紙2

置き配盗難保険特典規約

第1条（目的）

1. この規約は、あんしんプラスに基づき提供される置き配盗難保険特典（以下「本特典」といいます。）について、適用条件その他必要な事項を定めるものです。
2. この規約に定めのない事項については、あんしんプラス会員規約、保険契約の普通保険約款、特約、重要事項説明書その他引受保険会社が定める規定によるものとします。

第2条（特典の内容）

1. 株式会社Road Goal Holdingsを保険契約者とし、レスキュー損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）を引受保険会社として締結する包括契約の盗難保険を、あんしんプラスの会員に対する特典として提供します。
2. 本特典は、会員が個別に保険契約を申し込むものではなく、あんしんプラスへの加入に伴い自動的に付帯されます。
3. 保険金の支払可否および支払額は、引受保険会社が普通保険約款、特約および重要事項説明書に基づいて判断します。

第3条（被保険者）

1. 本特典における被保険者は、あんしんプラスの会員および会員の登録住所に居住する同居人となります。
2. 前項の登録住所とは、会員が当社に届け出ている本サービスの対象住所をいいます。
3. 会員または同居人が登録住所に居住しなくなった場合、その者は被保険者ではなくなります。

第4条（保険責任期間）

本特典に係る保険責任期間は、あんしんプラスの利用開始日の午前0時に始まり、次のいずれかに該当した日の午後12時に終了します。

- （1）あんしんプラスに係る会員契約が終了した日
- （2）会員があんしんプラスの会員資格を喪失した日
- （3）会員または被保険者が登録住所に居住しなくなった日

第5条（保険の対象）

1. 本特典の保険の対象は、被保険者の登録住所である住居内および登録住所と同一敷地内に所在する物置または車庫に収容されている動産とします。

2. 前項の物置または車庫は、施錠その他の方法により、第三者が容易に侵入できない状態にあるものに限りま
す。
3. 置き配により登録住所へ届けられた動産については、前2項にかかわらず、本特典の対象とします。
4. 次に掲げるものは、本特典の対象に含まれません。
 - (1) 自動車、自動二輪車、原動機付自転車その他これらに類するもの
 - (2) 有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、乗車券そ
の他これらに類するもの
 - (3) 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの
 - (4) 動物、植物その他の生物
 - (5) 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの
 - (6) 記録媒体に記録されたプログラム、データその他これらに準ずるもの
 - (7) 商品、製品、原材料、営業用の什器、備品、設備、装置その他これらに類するもの

第6条（保険金をお支払いする場合）

1. 日本国内において、盗難により保険の対象に盗取、き損または汚損の損害が生じた場合、引受保険会社は保
険金を支払います。
2. 置き配により届けられた動産については、置き配後に第三者によって盗取された場合、前項の保険金支払の
対象となります。
3. 盗難事故について保険金を請求する場合、被保険者が盗難を知った後、直ちに所轄の警察署へ被害届を提出
し、当該届出が受理されていることを要します。

第7条（保険金額および支払限度額）

1. 本特典の保険金額は、1回の事故につき50万円を限度とします。
2. 貴金属、宝石、時計、美術品その他これらに類する動産については、1個または1組ごとに30万円または保険
金額のいずれか低い額を限度とします。
3. 金銭については、20万円または保険金額のいずれか低い額を限度とします。
4. 貴金属等および金銭以外の動産については、再調達価額を基準として保険金を支払います。ただし、保険金額
を限度とします。
5. 貴金属等については、時価額を基準として保険金を支払います。
6. き損または汚損の損害については、盗難事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用を基準として保険
金を支払います。ただし、再調達価額、時価額その他保険契約上の限度額を超える部分については支払いま
せん。

第8条（保険金をお支払いできない主な場合）

次に掲げる事由によって生じた損害については、保険金を支払いません。

- （1）保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反
- （2）保険の対象の使用または管理を委託された者、または被保険者と生計を共にする者の故意
- （3）保険の対象の紛失または置き忘れ
- （4）登録住所から持ち出された保険の対象に生じた盗難。ただし、登録住所の軒下にある動産、置き配により届けられた動産または団地等の屋外自転車置場にある動産の盗難を除きます。
- （5）戦争、内乱、暴動、地震、噴火、津波、放射能汚染その他これらに類する事由
- （6）火災、落雷、破裂、爆発、水濡れ、風災、ひょう災、雪災、水災、建物外部からの物体の飛来、落下、衝突または倒壊その他盗難以外の事故による損害
- （7）保険契約の始期前または保険責任期間終了後に発生した事故

第9条（事故発生時の手続）

1. 被保険者は、保険の対象となる事故が発生した場合、遅滞なく引受保険会社または当社が別途案内する保険金請求窓口に連絡するものとします。
2. 被保険者は、保険金の請求にあたり、引受保険会社が求める書類を提出するものとします。
3. 置き配盗難事故については、被保険者は、引受保険会社から求められた場合、配送完了通知、注文内容、購入金額、置き配場所、被害状況、警察への届出内容その他事故の確認に必要な資料を提出するものとします。
4. 保険金請求権は、事故発生日の翌日から起算して3年を経過した場合、時効により消滅します。

保険金請求窓口：【電話番号またはウェブサイトURL】

第10条（特典内容の変更または終了）

1. 当社は、保険契約の内容変更、引受保険会社との契約終了、法令改正、事業運営上の必要その他相当な理由がある場合、本特典の内容を変更し、または終了することがあります。
2. 前項の場合、当社は、あんしんプラス会員規約に定める方法その他相当な方法により、会員に通知または公表します。